



男女共同参画 News

「一人ひとりが 支え合い 認め合い

2025.6 No.68

発行：鹿屋市 市民課 人権・男女共同参画推進係

笑顔あふれるまち かのや」をめざして

◇令和7年度 人権・デートDV 防止研修会を実施します

本市では、若い世代から“デートDV”の正しい知識を学ぶことで、DV防止を身近な問題として考える機会としてもらうため、中・高校生を対象に『人権・デートDV防止研修』を実施しています。研修では、「個人の尊厳を傷つける暴力は許さない」という意識を持ち、男女の関係に限らず、相手の気持ちを尊重しながら、自分も相手も大切にする関係づくりなどを学びます。

“デートDV”って？

恋人などの交際相手(または元交際相手)からの暴力を「デートDV」といいます。「愛しているなら、相手が自分の思い通りになるのが当然。」と考え、コントロールしようとする態度や行動のことをいいます。

殴る、蹴るといった“身体的暴力”のほかに、言葉や態度による“精神的暴力”など、様々なかたちの暴力があり、どの暴力も心とからだを傷つけます。

研修会の学習内容の一部を紹介します。

◇ デートDVってなに？

DVはジェンダーに基づく暴力で、その構造は「力と支配」であることや、暴力には身体的なものだけではないこと等を学習します。

◇ デートDVはなぜ起こるの？

デートDVが起こる要因として、「力と支配」「ジェンダーバイアス」「暴力の容認」等があること等の理解を深めます。

◇ 対等な関係を築くには？

恋人同士に限らず、人と人との暴力のない対等な関係であるために、お互いの気持ちを尊重しあえるコミュニケーションを学びます。

生徒の感想(令和6年度受講)

暴力には、言葉やインターネット上での行為も含まれることを知りました。相手を尊重しお互いに良い関係を築いていくことを心がけていきたいです。

恋愛関係、友人関係に関わらず、相手を思いやり、自分自身のことも大切にしていきたい。学んだことは、将来大人になっても忘れないようにしたい。

令和7年度は、次の10校で研修を実施します。

- ・細山田中学校 ・鹿屋東中学校 ・吾平中学校 ・田崎中学校 ・串良中学校 ・花岡中学校
- ・輝北中学校 ・大始良中学校 ・鹿屋工業高等学校 ・鹿屋女子高等学校



本研修の講師としても活躍している“DV被害者支援の会「アミーチ」”の皆さんをご紹介します！

「DV被害者支援の会アミーチ」は、DV被害者の救済のために活動している団体です。平成21年に発足して以来、『悩んでいる人を1人でも多く救いたい』という思いで、現在は11名で活動を続けています。被害者支援のほかにもデートDVに関する講話を行うなど、子どもたちへの啓発活動にも取り組んでいます。

アミーチは、イタリア語で「友達」や「仲間達」を意味します。

DV被害者支援の会「アミーチ」の皆さん



◇鹿児島県男女共同参画地域推進員のご紹介

県では、各地域において男女共同参画社会の形成に関する理解の浸透を図るため、それぞれの地域の実情や特性を踏まえて、地域の中で県や市と協働して男女共同参画を推進していただく、「男女共同参画地域推進員」を設置しています。鹿屋市では現在6名の地域推進員がボランティアで様々な活動を行っています。（名前の下は、初回委嘱年月）

児玉 美環子さん
(平成24年4月)

早川 雅子さん
(平成29年2月)

落司 ひとみさん
(令和2年4月)

柴立 豊子さん
(令和3年4月)

西園 美恵子さん
(令和5年4月)

横山 尚隆さん
(令和6年4月)

[活動内容]

- ・地域における男女共同参画に関する普及・啓発や情報提供
- ・県や市が行う男女共同参画施策の推進への協力など



◇男女共同参画に関するお知らせ

<まちづくり出前講座>

人権・男女共同参画推進係では、次の2つのテーマで出前講座を実施しております。皆さまのところへ市の職員が出向き、市の取組や事業等について理解を深めていただく講座です。町内会やグループでの学習、職場や学校での研修にご利用ください！

テーマ：①「男女共同参画ってなあに？」

②「性の多様性について」



対象：市内在住・在勤・在学している方で、10名以上で構成された団体

時間：90分以内（10時～21時の間）

申込：受講申込書を、人権・男女共同参画推進係へ提出

<男女共同参画週間>

性別にとらわれず職場や家庭、学校や地域でそれぞれの個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」を実現するため、一人ひとりの取組が必要です。

●国（6月23～29日）

キャッチフレーズ

“誰でも、どこでも、自分らしく”

●県（7月25～31日）

いずれも、期間中に市役所1階市民ホールにてパネル展示を予定しています。

この機会に、男女共同参画について考えてみませんか。



●鹿屋市配偶者暴力相談支援センター

☎ 0994 (31) 1171

◇一般相談（電話相談、来所相談） 月～金 8:30～17:00（土日祝、年末年始除く。）

※来所相談の際は事前に電話でご予約ください。

◇専門相談 ※事前の予約が必要です。

・法律相談 月1回 原則第4火曜日（弁護士）

・配偶者等からの暴力被害者のためのカウンセリング 月1回 原則第3火曜日（臨床心理士）



鹿屋市 市民課 人権・男女共同参画推進係

〒893-8501 鹿屋市共栄町20番1号

TEL: (0994) 31-1150（直通）

FAX: (0994) 31-1170

E-mail: danjyo@city.kanoya.lg.jp



人権・男女共同参画推進係 Instagram▶

◀男女共同参画推進ホームページ

